

1 日常の感染症予防対策のお願い

児童又は家族の状態により登園の自粛又は停止を要請します。

区分	状態	要請内容	要請する期間
児童	かぜ様の症状	登園自粛	症状が改善するまで
	発熱等新型コロナウイルス様の症状	登園停止	呼吸器症状が改善するまで ※かかりつけ医への相談・受診をお願いします。
	保健所によるPCR検査の実施対象とな	登園停止	保健所の指示による
家族	った場合	登園自粛	(自粛対象となる家族の範囲を含む。)

※町規則に定める休園措置以外の登園停止・自粛については、保育料の日割り対象としません。

【重要】 児童又はその家族が新型コロナウイルス感染の疑いがありPCR検査を実施する場合及びその結果については、必ず御利用の保育所又はこども園に連絡してください。

2 感染症の陽性者が判明した場合の対応

区分	対応内容
児童、職員が陽性者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、当該園を臨時休園とします。 ・保育中に判明した場合は、児童の引き渡しを連絡します。 ※急なお知らせとなることが予想されます。児童の安全確保のため、皆様の御理解・御協力をお願いします。
児童や職員の同居の家族、園関係者などが陽性者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況を注視しながら、通常開園とします。 ※（濃厚）接触者には、登園（停止）自粛を要請します。

※いずれの区分においても、接触者のPCR検査及びその結果に基づく登園停止、休園（期間）については、保健所の指示によります。

3 県外を往来される場合のお願い

- ・県外往来の際は、人混みなど感染リスクの高い場所を避ける、マスクの着用、手指消毒など基本的な感染予防対策をしましょう。
 - ・帰県後は積極的にPCR検査を受けましょう。（令和4年5月31日まで無料PCR検査が延長されています。出来る限り、感染予防に御協力ください。）
 - ・帰県後7日間は児童及び家族の体調変化に留意し、体調が悪い時は無理をせず、休みましょう。
- *県外からの往来を受け入れた場合も同様とします。

鳥取県新型コロナウイルス
感染症特設サイト



4 新型コロナウイルス感染症について心配な時の連絡先

- ① 発熱がある場合・かかりつけ医
- ② かかりつけ医がない場合・受診相談センター（9：00～17：15 0120-567-492）
（上記以外の時間帯 0858-23-3135）
- ③ 接触等について心配な場合・接触者等相談センター（0858-23-3135）